

年 月 日

受付No.

求人先	カナ			代表者	役職名														
	名称				カナ														
					氏名														
	本社所在地	〒		設立	年	月	系列												
	電話	()	-	(代表・直通)	資本金	払込済		年商	円										
	HP	http://		億		万円													
事業内容				従業員数		名	株式	上場	1部										
					内大卒男	名		非上場	2部										
					内大卒女	名		非株式	地方										
					内本学卒	名		店頭											
採用担当	書類提出先	〒		採用担当者	役職名				部	課									
	e-mail				カナ														
					氏名														
採用条件	学科指定有・無	家政学部				文学部		理学部		人間社会学部									
		児	食(食・管)	住(居・建)	被	経	日	英	史	数物(物・数)	物生(化・生)	現	社	教	心	文			
	その他	大学院	可・否	既卒者	可・否	留学生	可・否	障がい者採用			有・無								
	職種	できるだけ詳しく				コース別採用	総合職・準総合職・一般職・専門職												
	勤務予定地	無・有	()				無・有	その他()											
	転勤	無・有	()				勤務時間	平日	時	分	～	時	分	曜	時	分	～	時	分
	大学卒採用予定者数	前年度大学卒採用実績				休日	週休2日制(完全・隔週・月 回)			再雇用制度									
	名	名	女	名	男		名	その他()			有・無								
	初任給	年度 現行・見込				定年	歳	労働組合		有・無									
		職種					平均勤続年数	年	自宅外生	可・不可									
		基本給	円		円		通勤時間の目安	分まで	寮・社宅	有・無									
		手当	円		円		社会保険	健康・厚生・雇用・労災・その他()											
		手当	円		円		その他の条件												
		計	円		円														
		通勤費	全額・()円迄				応募締切日	月	日	/	随時								
賞与年回	ヶ月	/	昇給年回	円(%)	応募方法	自由応募・その他()													
説明会	日時	場所		試験内容	筆記：語学・常識・論文・作文			必要書類	() 履歴書										
	事前連絡		要・不要		専門()				() 成績証明書										
採用試験	日時	場所		試験内容	適性検査()			必要書類	() 卒業見込証明書										
	事前連絡		要・不要		面接()回				() 健康診断書										
					健康診断：			本人持参・郵送											

・郵送・FAX・電子メールのいずれも受け付けております。
 ・本学求人申込書(HPよりダウンロードも可能)をご利用いただくか、貴社作成の求人票をお送りください。
 在籍調査にも是非ご協力をお願いいたします。(word/PDF) <http://www.jwu.ac.jp/unv/career/recruit/recruit.html>
 ・入社案内などの資料は2キャンパス分お送りいただきたくお願いいたします。
 (送付先) 〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1 日本女子大学 学生生活部 キャリア支援課
 TEL 03-5981-3342 FAX 03-5981-3346 URL <http://www.jwu.ac.jp> E-mail n-employ@atlas.jwu.ac.jp

自己申告書

平成 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

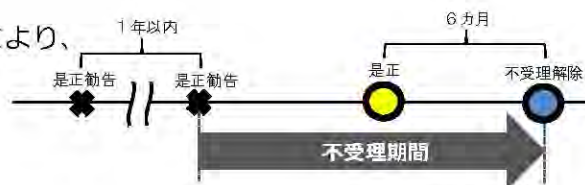
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

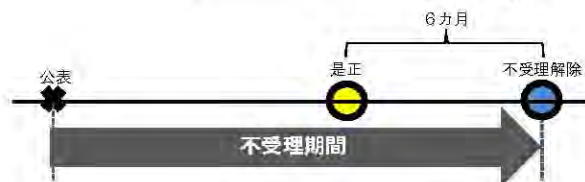
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



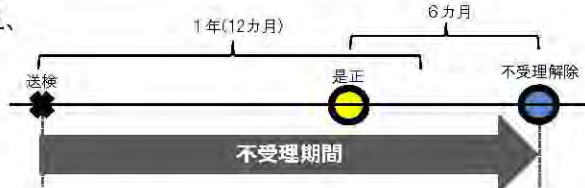
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

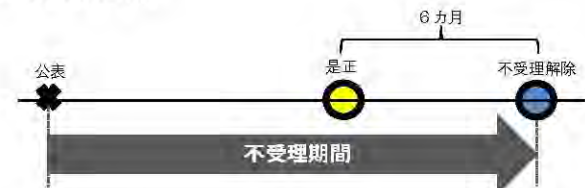


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。